

I 令和5年度の指定団体等

県では、令和4年3月に、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とする「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」（以下「自立推進計画」という。）を策定しました。この計画は、公社等外郭団体（以下「公社等」という。）を取り巻く外的環境の変化やこれまでの公社等外郭団体改革計画の進捗を踏まえ、今後は、これまでの経営改善に向けた指導を継続しながらも、公社等の一層の自立に向けた支援に注力し、「経営改革」から「自立推進」に取組の軸を移行していくことを目的としています。

また、社会情勢の変化への対応として、公社等は、SDGs（※1）やDX（※2）推進、内部統制への取組などについて経営主体として取り組みつつ、経営方針の明確化や組織・事業の見直しに努めることとしています。

令和5年度は、前年度に引き続き47団体が公社等として指定されており、その内訳は、「公社等外郭団体一覧」（P12）のとおりです。

このうち、収支状況等が良好で、更なる経営改善や経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類しています。これらの団体に対しては、県関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進することとしており、令和5年度は42団体が該当しています。

一方、業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等や、第三セクター等改革推進債を活用し、経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類しています。これらの団体については、県の指導を重点化することとしており、令和5年度は5団体が該当しています。また、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「経営改善に向けた計画」を各団体が作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めていくこととしております（「V 改善支援団体の取組状況」（P13～）を参照）。

なお、自立推進計画では、計画期間中においても指定団体の分類変更の検討を行なうこととしており、団体の経営状況等の変化に合わせ、適切な進捗管理を行っています。

※1 SDGsとは、2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）の略称です。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

※2 DXとは、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

経営評価は、公社等が該当年度における事業実績を自ら評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、令和5年度指定の47団体に対し、公社等が実施した経営評価の報告に対して、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言や指導を行いました。

また、自立推進計画では、「改善支援団体」に分類された公社等を、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士4人、中小企業診断士1人、大学教授1人の計6人で構成）による調査・審議の対象としており、令和5年度は、「改善支援団体」全5団体のうち、（公社）宮城県青果物価格安定相互補償協会及び仙台空港鉄道（株）について調査・審議を行いました。

なお、所管部局（主務課）では、経営評価委員会から出された各団体の経営改善に関する意見に基づき、適切な助言又は指導を継続して行うこととしています。

○ 経営評価委員会の意見

<p>(公社) 宮城県 青果物価格安定 相互補償協会</p>	<p>【生産者にとって利用しやすい制度について】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 青果物価格補償制度を生産者にとって利用しやすい制度とするため、対象品目や最低予約数量に対する生産者からの要望を積極的に制度に反映するなど、弾力的な見直しを行うこと。(団体)・ 青果物価格補償制度への更なる加入促進を図るため、「青果物価格安定制度のしおり」は、生産者目線での分かりやすい説明資料(補償の具体例やイラスト、利用者のコメント、収支のシミュレーション等を加えるなど)となるよう工夫し、本制度の周知に取り組むこと。(団体) <p>【事業継続のための収入確保策について】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 制度加入者の増加に伴う手数料収入の増加は、協会の収入増に繋がることから、加入者数の増加に努めること。(団体)・ 長期預り金の利息収入を増加させるため、今後の経済金融情勢の変化に応じ、安全性、金額、期間等を勘案した適切な資産運用に努めること。(団体) <p>【国等関係機関への働きかけについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 協会は、県、JA全農みやぎ、JA等の関係機関に対し、生産者の負担軽減措置の継続、出向職員の業務支援による経費節減策、未加入者への周知策などの協力を要請し、生産者にとって利用しやすい制度の実現と加入者増加による収入確保に努めること。(団体)・ 県は、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」の更新にあたり、生産者負担軽減措置を継続して実施できるよう検討すること。また、園芸農家数が減少傾向にあることから、新規就農者や小規模生産者の支援など高齢者の後継となるサポート事業を検討し、青果物価格補償制度の加入促進に向け側面的な支援を図ること。(県)・ 協会は、関係機関と連携して上記の取組を実施し、必要な場合は、県と連携し、青果物価格補償制度と収入保険制度の併用など生産者に分かりやすい制度の見直しについて国等関係機関に働きかけを行うこと。(県・団体)
--	---

※ 文末の()は、意見の訴求対象者を示すもの。

<p>仙台空港鉄道 (株)</p>	<p>【資金ショートを防ぐための資金確保策（減資、運賃改定等）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤強化のため、速やかに減資の実施について検討を進めること。 (団体) ・ 運賃改定について、シミュレーションをもとに検討した上で、早期の実現に向けて最大限努力すること。運賃改定の金額を検討するにあたっては、定期利用者の負担増加額を抑えるなど、定期利用者と空港利用者の負担割合を考慮すること。(団体) ・ 減資や運賃改定の実施時期や方策を検討する上で、中期経営計画における収支目標を常時アップデートし、最新の将来予測に基づいた意思決定ができるようにすること。また、今後必要となる修繕費及び設備投資の額を踏まえた資金繰り計画及び実績管理表を作成して、資金繰り状況を常に把握すること。(団体) <p>【鉄道利用者数の増加策について】</p> <p>鉄道利用者数を増加させるため、団体は、宮城県、仙台国際空港株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、近隣自治体と連携して、空港利用者の動向やニーズを把握し、他空港の取組や仙台空港や沿線の商店街と連携したイベントを開催するなど、積極的に取り組むこと。(団体)</p> <p>【固定資産（鉄道車両等）の所有について】</p> <p>鉄道車両を自社所有しない場合の収支のシミュレーションを行うなど、鉄道車両の所有の有無について、中長期でのメリット、デメリットの洗い出しを行い、実現可能性を探りながら最適な保有形態を検討すること。(団体)</p> <p>【団体に対する県の支援の在り方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金ショート懸念があることから、県は、キャッシュ・フローの状況と将来見込まれる収支について団体と常に情報共有し、適切な支援ができるようにすること。また、資金ショートを回避するための資金の支援やコロナ禍により生じた損失を補償する方策について検討すること。 (県) ・ 空港利用促進施策は、団体の自助努力だけでは限界があることから、県は、来県者を増加させるために、県としての中長期的ビジョンを示し、仙台空港利用者数増加のための国内外からの観光客の誘客促進にも積極的に取り組むこと。また、県は、団体、仙台国際空港株式会社、東日本旅客鉄道株式会社の意見交換会をリードし、鉄道利用者数の増加に向けて積極的な調整役となるよう取り組むこと。(県)
-----------------------	--

※ 文末の（ ）は、意見の訴求対象者を示すもの。

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。

令和5年度の実績額は、8,062,866千円で、令和4年度実績対比で79.9%、令和3年度実績対比で37.3%となっています。

なお、令和5年度の実績額が令和4年度対比で減少したのは、主に（社福）社会福祉協議会等の団体の実績額が減少したことによるものです。

○ 県の財政的関与額

（単位：千円）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	R5実績 ／R3実績	R5実績 ／R4実績
委託金	5,448,425	4,146,695	4,172,831	76.6%	100.6%
補助金	15,966,309	5,756,495	3,712,514	23.3%	64.5%
負担金	174,348	194,093	177,521	101.8%	91.5%
合計	21,589,082	10,097,283	8,062,866	37.3%	79.9%
単年度貸付額	1,832,106	4,080,763	1,484,062	81.0%	36.4%
年度末貸付金残高	96,375,471	96,224,227	93,820,213	97.3%	97.5%
損失補償（債務保証）残高	14,799,453	14,293,397	13,342,143	90.2%	93.3%

※委託金については、随意契約に係るもののみ集計（指定管理者制度に係る管理委託料のうち、公募によるものは含めていない）

3 委託の在り方の見直し

公社等への委託に当たっては、その必要性及び業務内容を随時見直すとともに、随意契約で委託している業務について競争入札の適用の可否を検討しています。

また、指定管理者制度により公の施設の管理者の募集を行うに当たっては、「指定管理者制度運用指針」（平成20年7月9日制定）に基づき、原則として公募することとしています。

なお、令和6年3月31日現在で、公社等が指定管理者となっている施設は前年度と同数の24施設ありますが、そのうち10施設が公募によるものであり、非公募は14施設となっています。

○ 県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体

(令和6年3月31日現在)

	団体名	施設名称
公 募	(公財)宮城県スポーツ協会	○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く) ○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る)(2施設) [※]
	(公財)宮城県文化振興財団	○宮城県民会館 [※]
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○宮城県介護研修センター ○宮城県援護寮 ○啓佑学園 ○宮城県第二啓佑学園 ○宮城県七ッ森希望の家
	(一財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター [※]
非 公 募	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○宮城県慶長使節船ミュージアム
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○宮城県船形の郷
	(公社)みやぎ農業振興公社	○宮城県岩出山牧場
	宮城県住宅供給公社	○改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場(8施設) ○特定公共賃貸住宅及び駐車場(2施設)

※ 共同企業体による管理

4 公社等代表者への充て職等の廃止・縮小

公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職等の廃止・縮小に向けた取組に努めることとしています。

なお、令和6年6月30日現在で代表者への充て職等を実施している団体は、前年度と同じ4団体となっていますが、理事等の互選により代表者に就任しています。

○ 代表者への充て職等を行っている団体

- ・ (公財)東北自治研修所 《代表理事：公務研修所長》
- ・ (公社)宮城県観光連盟 《代表理事(会長)：知事》
- ・ (株)仙台港貿易促進センター 《代表取締役会長：副知事》
- ・ (公社)宮城県国際経済振興協会 《理事長：副知事》

5 県職員の派遣の適正化

県職員の派遣については、公社等の事業と県施策との関連性などを踏まえ、派遣の必要性を検証しながら適切に運用しています。

なお、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号）に基づく令和 6 年 3 月 31 日現在の公社等への県職員の派遣状況は、団体数・派遣人数ともに前年度と同数となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	令和 5 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日	増減
団体数	5 団体	5 団体	±0 団体
派遣人数	12 人	12 人	±0 人

○ 派遣団体名と派遣人数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

団体名	人数	団体名	人数
(公財) 東北自治研修所	1 人	(公社) 宮城県国際経済振興協会	2 人
(公財) 宮城県スポーツ協会	2 人	(公社) みやぎ農業振興公社	1 人
(公財) みやぎ産業振興機構	6 人	計	12 人

6 県退職者の再就職の適正化

県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、「職員の退職管理に関する条例」（平成 27 年宮城県条例第 80 号）に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用しています。また、県退職者の公社等への再就職の状況については、「職員の退職管理に関する取扱要綱」（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を公表しています。

なお、令和 4 年度及び令和 5 年度に知事部局の部局長、副部長、課室長、地方公所長等で退職した職員のうち、条例に基づき届け出られた再就職状況（令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月末まで）については、公社等への再就職者は 16 人で、うち常勤役員 8 人、常勤職員 8 人となっています（役員兼職員の場合は役員に分類）。

Ⅲ 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

県は、公社等に対し、令和 5 年度の経営状況について「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」の観点より総合評価を行うこととしています。

また、改善支援団体に分類された公社等にあつては、具体的な取組について経営改善に向けた計画を作成しています（各団体の経営改善に向けた計画及び取組状況は、「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」（P13～）を参照）。

(1) 総合評価

「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」を踏まえた総合評価

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和5年度	47団体	33団体(70.2%)	13団体(27.7%)	1団体(2.1%)	0団体(0.0%)
令和4年度	47団体	34団体(72.3%)	13団体(27.7%)	0団体(0.0%)	0団体(0.0%)

【参考指標】

① 組織運営の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和5年度	47団体	42団体(89.4%)	5団体(10.6%)	0団体(0.0%)	0団体(0.0%)
令和4年度	47団体	40団体(85.1%)	7団体(14.9%)	0団体(0.0%)	0団体(0.0%)

※経営評価シートに基づき算定（経営評価シートは行政経営企画課ホームページに掲載）

② 財務の健全性

	対象 団体数	A (概ね良好)	B (改善の余地あり)	C (改善措置が必要)	D (大いに改善措置が必要)
令和5年度	47団体	26団体(55.3%)	19団体(40.4%)	1団体(2.1%)	1団体(2.1%)
令和4年度	47団体	30団体(63.8%)	13団体(27.7%)	4団体(8.5%)	0団体(0.0%)

※経営評価シートに基づき算定（経営評価シートは行政経営企画課ホームページに掲載）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

令和5年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は24団体で、金額は合計で2,756百万円となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は21団体で、金額は合計で△1,304百万円となっています。

	対象 団体数	当期正味財産の増 又は当期純利益を計上		当期正味財産の減 又は当期純損失を計上	
		団体数	金額合計	団体数	金額合計
令和5年度	45団体	24団体	2,756百万円	21団体	△ 1,304百万円
令和4年度	45団体	29団体	5,185百万円	16団体	△ 1,261百万円

※以下の2団体を除いて集計

- ・宮城県道路公社（当期純利益（当期正味財産増減額）が0円であるため）
- ・宮城県商工会連合会（損益ベースでの決算書を作成していないため）

2 経営基盤の確立等

(1) 役職員数の適正化

令和6年3月31日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は67人となっており、そのうち県からの派遣職員は0人、県退職者は51人となっています。

また、常勤職員数は1,342人となっており、そのうち県からの派遣職員は12人、県退職者は86人となっています。

① 常勤役員数

令和5年3月31日現在			令和6年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
66人	0人	50人	67人	0人	51人	+1人	±0人	+1人

② 常勤職員数

令和5年3月31日現在			令和6年3月31日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
1,331人	12人	84人	1,342人	12人	86人	+11人	±0人	+2人

(2) 報酬・給与の適正化

県の出資割合が25%以上の団体については、常勤役職員の平均年収を自立推進実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の自立推進実績・計画表」（P19～）を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めています。

	登用している	登用していない
令和5年度	38団体（80.9%）	9団体（19.1%）
令和4年度	37団体（78.7%）	10団体（21.3%）

(2) 公認会計士又は監査法人による監査体制

監査体制については、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する外部の専門家を活用するよう努めており、公認会計士・税理士による会計・経理業務への関与の状況は次のとおりです。

なお、「関与している」に分類された団体のうち17団体（36.2%）は公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し、監事（監査役）監査又は監査法人による監査を実施しています。

	関与している	関与していない
令和5年度	43 団体 (91.5%)	4 団体 (8.5%)
令和4年度	43 団体 (91.5%)	4 団体 (8.5%)

4 コンプライアンスの徹底等

(1) コンプライアンスに関する取組状況

公社等は、県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスの徹底と職員の意識醸成に努めており、取組の状況は次のとおりです。

	取組実施			未実施
	(重複あり)			
令和5年度	46 団体 (97.9%)	コンプライアンス 規程整備済	職員への啓発等 研修の場を設定	その他の 取組実施
		40 団体 (85.1%)	38 団体 (80.9%)	37 団体 (78.7%)
		(重複あり)		
令和4年度	46 団体 (97.9%)	コンプライアンス 規程整備済	職員への啓発等 研修の場を設定	その他の 取組実施
		39 団体 (83.0%)	36 団体 (76.6%)	36 団体 (76.6%)
		(重複あり)		

(2) 障害者雇用に関する取組状況

公社等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者雇用を努めており、障害者雇用に関する取組の状況は次のとおりです。

区分	令和5年6月1日現在	令和6年6月1日現在
法定雇用率が課せられている団体 (常用労働者数が40.0人以上 ^(※) の団体)	8 団体	9 団体
法定雇用者数を達成している団体	6 団体	7 団体
法定雇用者数を達成していない団体	2 団体	2 団体
法定雇用率が課せられていない団体	39 団体	38 団体

※令和5年6月1日時点では、43.5人以上。宮城県土地開発公社、宮城県道路公社及び宮城県住宅供給公社は36人以上(令和5年6月1日時点38.5人以上)。

なお、除外率が適用となる団体は除外率適用後の常用労働者数に基づき算定。

5 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネットを活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めており、公開の状況は次のとおりです。

	業務・財務に関する資料のうち、6項目以上公開している（会社法人、その他法人は4項目）	業務・財務に関する資料のうち、5項目以下を公開している（会社法人・その他法人は3項目）	ホームページで公開していない
令和5年度	44団体（93.6%）	2団体（4.3%）	1団体（2.1%）
令和4年度	43団体（91.5%）	3団体（6.4%）	1団体（2.1%）

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が25%以上の団体、県の補助金等が5千万円以上かつ団体の予算規模の2分の1以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センター及び県政情報コーナー（各地方振興事務所に設置）において閲覧に供しています。

＜業務・財務に関する情報公開の対象としている資料＞		
<input type="checkbox"/> 定款（寄付行為）	<input type="checkbox"/> 事業（営業）報告書	<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 役員等名簿	<input type="checkbox"/> 収支計算書	<input type="checkbox"/> キャッシュフロー計算書
<input type="checkbox"/> 事業計画書	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	（作成している場合）
<input type="checkbox"/> 収支予算書（収支計画）	<input type="checkbox"/> 損益計算書（正味財産増減計算書）	<input type="checkbox"/> 役員の報酬・退職金に関する規定

6 SDGsへの取組状況

各団体が重点的に取り組んでいるSDGsの目標（17のゴール）については、自立推進実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の自立推進実績・計画表」（P19～）を参照）。

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	

IV 自立推進計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

令和5年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、令和6年9月6日に知事を本部長とする行政改革推進本部会議において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

令和5年度の公社等外郭団体総合調整委員会では、下記の付議事項について審議を行いました。

日付	付議事項	対象団体名
R5. 11. 8 (書面審議)	公社等外郭団体への職員の派遣について	(公財) 宮城県国際経済振興協会
R6. 2. 6	公社等外郭団体への職員の派遣について	(公財) 東北自治研修所 (公財) 宮城県文化振興財団 (公財) みやぎ産業振興機構 (公社) みやぎ農業振興公社
R6. 3. 29	公社等外郭団体の指定除外について□	(一財) 宮城県地域医療情報センター□

3 公社等の自己管理等

公社等は、実施した取組に対する自己評価を行い、その評価結果を自立推進計画表に記載し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。評価の結果は、次年度以降の経営に反映していくこととしています。

また、改善支援団体にあっては、経営改善に向けた計画に基づき、取組を実施しました。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」(平成 16 年宮城県条例第 54 号)に基づき、議会に報告するとともに、ホームページで公表します。

【行政経営企画課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>)】

5 公社等外郭団体一覧【令和5年度指定47団体】

<p>1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの（29団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県土地開発公社 ・公益財団法人宮城県スポーツ協会 ・仙台臨海鉄道株式会社 ・阿武隈急行株式会社 ・公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 ・公益財団法人宮城県環境事業公社 ・公益財団法人宮城県文化振興財団 ・公益財団法人慶長遣欧使節船協会 ・社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 ・一般社団法人東北地域医療支援機構 ・公益財団法人宮城県腎臓協会 ・宮城県信用保証協会 ・公益財団法人みやぎ産業振興機構 ・公益財団法人宮城県国際化協会 ・一般財団法人みやぎ産業交流センター ・株式会社仙台港貿易促進センター ・公益社団法人みやぎ農業振興公社 ・公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 ・一般社団法人宮城県畜産協会 ・宮城県漁業信用基金協会 ・公益財団法人みやぎ林業活性化基金 ・一般社団法人宮城県林業公社 ・宮城県道路公社 ・公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社 ・宮城県開発株式会社 ・塩釜港開発株式会社 ・仙台空港鉄道株式会社 ・宮城県住宅供給公社 ・公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター 	<p>2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最大出資者となっているもの（該当なし）</p> <p>(2) 県からの補助金等の割合が総収入の4分の1以上のもの（14団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人東北自治研修所 ・一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 ・公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター ・公益社団法人みやぎ被害者支援センター ・一般財団法人宮城県地域医療情報センター ・公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 ・宮城県商工会連合会 ・宮城県中小企業団体中央会 ・公益社団法人宮城県トラック協会 ・宮城県職業能力開発協会 ・公益社団法人宮城県観光連盟 ・公益社団法人宮城県国際経済振興協会 ・一般社団法人宮城県農業会議 ・公益財団法人宮城県水産振興協会 <p>(3) 県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度から公社等外郭団体に指定するもの（4団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人宮城県物産振興協会 ・宮城県農業信用基金協会 ・宮城県土地改良事業団体連合会 ・公益社団法人宮城県建設センター <p>《指定47団体の内訳》</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>公益財団法人</td><td>14団体</td></tr> <tr><td>公益社団法人</td><td>9団体</td></tr> <tr><td>一般財団法人</td><td>2団体</td></tr> <tr><td>一般社団法人</td><td>5団体</td></tr> <tr><td>特殊法人</td><td>10団体</td></tr> <tr><td>社会福祉法人</td><td>1団体</td></tr> <tr><td>株式会社</td><td>6団体</td></tr> </table>	公益財団法人	14団体	公益社団法人	9団体	一般財団法人	2団体	一般社団法人	5団体	特殊法人	10団体	社会福祉法人	1団体	株式会社	6団体
公益財団法人	14団体														
公益社団法人	9団体														
一般財団法人	2団体														
一般社団法人	5団体														
特殊法人	10団体														
社会福祉法人	1団体														
株式会社	6団体														

※ 上記指定の区分は、本計画策定時に該当した指定要件によるもの。